

安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務
公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

滋賀県立安土城考古博物館の第一期展示リニューアルに向けた資金確保を行うためにクラウドファンディングを活用するにあたり、プラットフォームの提供、プロジェクトの広報等の支援業務を行うもの。

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 上限価格

2, 827, 000円（消費税および地方消費税を含む。）

(3) 実施期間

契約締結日から令和7年3月17日まで

3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・ 営業種目

大分類：役務 中分類：その他役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・ 滋賀県物品・役務電子調達システム

・ 滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

(5) その他参加する者に必要な資格

・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受

託者として指定を受けていること。なお、新たに指定を受けようとする者は、参加資格確認申請書（様式 3）を令和 6 年 5 月 24 日（金曜日）12 時までに提出すること（確認結果は令和 6 年 6 月 6 日（木曜日）頃に通知する）。

4 プロポーザル説明会

実施しない。

5 実施要領等の交付場所

滋賀県ホームページの当プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロード、または「11 提出先・問合せ先」に示す場所において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

6 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

(1) 質問受付期間 令和 6 年 5 月 20 日（月曜日） 17 時 00 分まで

(2) 質問方法 質問票（様式 2）を使用すること。

(3) 提出方法 電子メールとし、下記（4）の質問送信先に送付すること。また、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

【確認用電話番号 077-528-4670】

(4) 質問送信先 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

メールアドレス：bunkazai@pref.shiga.lg.jp

(5) 電子メールでの質問に対する回答

令和 6 年 5 月 22 日（水曜日）17 時を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 14 日（木曜日）17 時まで

(2) 提出先・提出方法

「11 提出先・問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は土曜日および日曜日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。郵送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類の種類・様式

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。
なお、提案は1者につき1案とする。

ア 企画提案書等提出書（様式1 正1部）

イ 企画提案書7部（正1部・副6部）

（ア）企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判（縦書き・横書きは不問。できる限り両面印刷）とし、言語は日本語とする。

（イ）企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

（ウ）企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本6部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

（エ）企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務仕様書」に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、業務の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

【本事業を実施する上での工夫点についての提案】

●事業受託にあたっての方針・考え方

➤ 安土城考古博物館の第一期展示リニューアルの趣旨やリニューアル内容などを踏まえて、方針や考え方を示すこと。

●クラウドファンディング掲載サイトへの注目を引くための工夫等

➤ 広報ツールの提案やプロジェクト掲載について、どのような点を工夫すると目標額達成が見込まれるのか、提案者にて実施できる内容・範囲について提案を行うこと。

➤ 県が検討する返礼（別記1）以外にどのような返礼が注目を引くのかについて、実現可能性も踏まえて実施できる事項について提案を行うこと。

➤ 本クラウドファンディングに関して、幅広く周知を行うための広報戦略について提案を行うこと。

●スケジュールの提案

➤ 準備期間からクラウドファンディング実施、クラウドファンディング終了、入金までの具体的なスケジュールを提案すること。

●実績

➤ 直前の会計年度（これによりがたい場合は、集計できる直近の1年間）における総受入額、寄付者総数、プロジェクト総成立数、プロジェクト成立率を示すこと。

➤ 国や都道府県、博物館における支援実績を具体的に示すこと。

●実施体制

- 連絡体制、責任の所在等を明確にした、本業務の実施体制を示すこと。
- 提案者が、他社と比較してどのような点に優位性を有しているか、具体的な事例等を示し説明すること。

●その他PRポイント等

ウ 企業等の概要説明書（パンフレット等）

エ 見積書（1部）

※見積書には、別紙「安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までのすべてに要する経費とその内訳を明記すること。

※消費税および地方消費税（10%）を含むこと。（税額を明示すること。）

※見積書には、事業所名、所在地住所、連絡先電話番号、代表者名、発行責任者名があること。（押印不要）

※別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。

8 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 契約予定者の決定方法：当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。
- (2) 審査会：当課において、3名の委員をもって設置する。
- (3) 評価項目および評価点：評価基準（別記2）のとおり。
- (4) 結果の通知：審査会における選定結果は、速やかに参加希望者に直接文書により通知する。
- (5) 業務契約予定者選定後：審査会後に提案についての具体的な内容や経費等を精査し、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

9 失格

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足や不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

10 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用後の企画等の実施にあたっては、担当課と十分協議を行って進めること。
(採用された企画案でも、本業務の達成のために、実施過程において協議の上、内容の変更を行う場合がある。)
- (5) 本業務を行う者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 に規定する指定納付受託者として指定を受ける必要があるため、指定を受けていない者にあつては、契約予定者の決定後に指定に係る申出を行うこと。

11 提出先・問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 管理係 仲井、三木

TEL : 077-528-4670 / FAX : 077-528-4956

Email : bunkazai@pref.shiga.lg.jp

検討中の返礼品（案）

金箔瓦を活用したグッズ
特別史跡安土城跡の赤色立体地図を活用したグッズ
織田信長の花押等を活用したグッズ
寄附銘板
作成する映像に寄附者名を掲載
内覧会への招待

評価基準

		評価項目	評価点
①	理解度	安土城考古博物館展示リニューアルおよび本業務に関する理解度は適切か。	10
②	提案内容	クラウドファンディング掲載サイトへの注目を引くための工夫などの提案となっているか。	20
③		魅力ある返礼品の提案となっているか。	20
④		効果的な広報戦略となっているか。	10
⑤	実施体制	適切に遂行できる能力・体制の確保やスケジュールが検討されているか	10
⑥	実績	類似業務の実績	10
⑦	経済性	予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする ・80%未満 ……10点 ・80%以上 85%未満 ……8点 ・85%以上 90%未満 ……6点 ・90%以上 95%未満 ……4点 ・95%以上 ……1点	10
⑧	社会政策	滋賀県内に本店または本社を置いているか。	4
⑨		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
⑩		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪		「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑫		高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑬		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑭		環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。	1
合計（満点）			100